

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例制定について

1 制定の趣旨

市内における太陽光発電設備の設置に関し、設置に適した場所への導入を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を定めるとともに、その区域に設置する場合の必要な手続を定めた本条例を制定する。

2 制定の背景

- 太陽光発電設備は、平成 24 年の固定価格買取制度（F I T）開始以降、全国的に急増し、日照時間に恵まれた本市においても同様の傾向にある。
- 市内においては、災害の発生や市民の生命・財産を脅かす可能性のある危険な場所等での太陽光発電設備の設置が危惧されている。
- 市では、これらの課題に対応するため、「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」及び「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を制定し、設置に適した場所への誘導に努めているが、これらに法的拘束力はなく、その対応に限界がある。
- 国は、F I T制度の開始以降、全国各地でトラブルになる再生可能エネルギー設備が増加したため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を改正し、条例も含めた関係法令の遵守を義務付け、違反した場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消等の対応を行うこととなった。
- このような状況の中、市では有識者会議を開催し、有識者による検討を行うとともに広く市民の意見を反映させるためパブリックコメントを行い、これらの内容を踏まえた本条例を制定するものである。

3 条例案の概要

- 抑制区域の指定
太陽光発電設備の設置について、特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定。
- 条例の適用範囲
抑制区域内で設置する太陽光発電設備の事業区域の面積が、1, 000 平方メートル以上、かつ、発電出力が 50 キロワット以上のものを対象とする。

- 太陽光発電設備の設置手続の義務化
抑制区域内で太陽光発電設備を設置しようとする事業者に対し、標識の設置、事前協議、説明会の開催等設置に必要な手続を義務付ける。
- 協定の締結
抑制区域内で太陽光発電設備を設置しようとする事業者に対し、その必要な手続を終了したときは、市長と協定を締結することを義務付ける。
- 条例に従わない者への対応
抑制区域内で太陽光発電設備を設置しようとする事業者が、条例で定める手続に違反した場合は、指導、助言及び勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所等を公表することができるとする。
- 国又は県への通知
抑制区域内で太陽光発電設備を設置しようとする事業者に対し、市長が指導、助言及び勧告を行った場合は、その内容及び事実を国又は県へ通知することができるとする。

4 施行期日等

- 施行期日
令和元年8月1日から施行し、抑制区域の指定等の規定は、公布の日から施行する。
- 経過措置
前記指導要綱の規定に基づいて行われた届出その他の手続がされている場合は、本条例の相当規定により手続がなされているものとみなす。